

関係機関用

高齢者虐待対応マニュアル



令和4年10月

土浦市

目次

P 1	はじめに
P 2	マニュアルの趣旨・目的
P 3	1 高齢者虐待とは
	(1) 高齢者虐待防止法
	(2) 高齢者虐待防止法による定義
	(3) 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲
P 10	2 高齢者虐待に関する各機関の役割
	(1) 市（高齢福祉課） ～ (11) 地域住民
P 15	3 養護者による高齢者虐待への対応
	(1) 相談・通報・届出
	(2) 「高齢者虐待への対応の流れ」の解説
	(3) 終結
P 21	4 養介護施設従事者等による高齢者虐待について
	(1) 相談・通報・届出
	(2) 「養介護施設従事者等による虐待対応の流れ」の解説
	(3) 終結
P 27	5 高齢者虐待に関する相談窓口
P 28	6 高齢者虐待の予防
	(1) 虐待の未然防止の取組
	(2) 高齢者虐待の早期発見のための取組
P 32	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

はじめに

高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が、平成18年4月に施行され、高齢者虐待対応が市の責務として定められました。

また、同年介護保険法の改正により創設された地域支援事業において、地域包括支援センターには、虐待の早期発見・防止等の権利擁護の業務が求められています。

本市におきましては、高齢者の権利擁護の推進を図るために、平成23年10月に「高齢者権利擁護推進協議会」を設置し、虐待防止対策や認知症高齢者の支援等を検討しております。高齢者虐待対応につきましては、関係機関が適切な対応を行えるよう、平成26年8月に「高齢者虐待対応マニュアル」**関係機関用**を策定し、高齢者虐待防止法における業務の一部を地域包括支援センターに委託し、高齢福祉課と地域包括支援センターが中心となって対応にあたっております。

国（平成30年3月改訂）や県（平成27年3月改訂）のマニュアルの改訂を受け、関係機関用高齢者虐待マニュアルを見直しました。

本マニュアルを通して、関係機関のみなさまと共通認識を持ち、一層の連携強化や迅速な高齢者虐待対応に役立てていただければ幸いです。

マニュアルの趣旨・目的

養護者による高齢者虐待は、家庭内で起こるため、その潜在性から発見されにくく、対応が図られていないケースが少なくないと言われています。国や県のマニュアル改訂を受け、本関係機関用のマニュアルも改訂することにより、実務者と関係機関の共通認識を図り、一層の連携強化及び迅速かつ適切な虐待対応の推進を目的とします。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
 (平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号、平成 18 年 4 月施行)

(国) 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
 (平成 18 年 4 月作成、平成 30 年 3 月改訂)

(県) 高齢者虐待対応マニュアル (改訂版)
 — 安心して暮らせる高齢社会を目指して —
 (初版平成 17 年 3 月、平成 19 年 3 月、平成 27 年 3 月改訂)

(市) 関係機関用 高齢者虐待対応マニュアル
 (初版平成 26 年 8 月作成、令和 4 年 10 月改訂)

その他の主な関連法規	関係する内容
介護保険法 (平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)	地域支援事業における権利擁護業務 地域包括支援センターの設置
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号)	障害のある第 2 号被保険者の取り扱い
老人福祉法 (昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号)	やむを得ない事由による措置
個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)	通報の義務
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)	身辺自立している高齢者夫婦の取り扱い
民法 (明治 29 年 4 月 27 日)	成年後見制度の活用

1 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成18年（2006年）4月1日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責任のもとで促進することとしています。国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や被虐待高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ）、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

(2) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています（第2条第1項）
ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（第2条第6項）。

また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

ア 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。（養護しない親族による経済的虐待についても、「養護者による虐待」として認定します。）

イ 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律123号）に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為とされています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の(※)業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

(※) 業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者にかかわる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第2条）。

<上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応>

「養介護施設従事者等による虐待」の対象となる施設・事業は、上記の限定列举となっています。このため、上記に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません（有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等）。

しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。

(3) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を上記のように定義していますが、これらは広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものとすることができます。

また、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の一つとして、市町村に対し「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」（介護保険法第115条の45第2項第2号）の実施が義務づけられています。

こうしたことから、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判断しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

ア 65歳以上の障害者への虐待

高齢者虐待防止法の施行後に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号、以下「障害者虐待防止法」という。）が成立しました。65歳以上の障害者について、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象になると考えられます。上記の2つの法律の間に優先劣後の関係はないため、障害者虐待の所管部門と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになります。（高齢者の状況に鑑み、障害者支援施設への保護が適切な場合は、障害者虐待防止法を利用する等。）

当市では、対象者の年齢で区分し、65歳以上の場合は高齢福祉課が対応することになります。

イ 養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待

高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等）、高齢者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）や刑法等により対応することになります。しかし、通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認を行ったうえで、DV法の所管部門や関係機関につないでいく等の対応が必要です。

ウ 医療機関における高齢者への虐待

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

エ 65歳未満の者への虐待

高齢者虐待防止法の定義では「高齢者」を65歳以上と定義していますが、65歳未満の者への虐待が生じている場合も支援が必要です。介護保険法による地域支援事業のひとつとして、市町村には被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のための必要な援助を行う事業（介護保険法115条の45第2項第2号）が義務づけられており、介護保険法の「被保険者」は65歳以上の者に限られていません。

オ セルフネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われることも多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、支援者の関与を拒否することもあるので、支援には困難を伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

エについて

出典：社団法人 日本社会福祉士会 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き。中央法規出版。2011、p2
--

オについて

【関連通知・法令等：市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフネグレクト」及び消費者被害への対応について】

養護者による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など <p>②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※）など <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など <p>④外部と接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず悪臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いていたたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など

区分	具体的な例
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来が入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など <p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。など
iii 心理的虐待	<p>○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など
iv 性的虐待	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又その強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せるする。など

区分	具体的な例
v 経済的虐待	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 <p>など</p> <p>※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する</p>

(※)「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

出典：社団法人 日本社会福祉士会 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き。中央法規出版。2011、p5-6 元に作成

2 高齢者虐待に関する各機関の役割

(1) 市（高齢福祉課）

- ◇相談・通報・届出の受付
- ◇関係機関・団体等との対応協議
- ◇虐待の認定（高齢福祉課内協議）
- ◇立入調査（警察署長への援助要請）
- ◇やむを得ない事由による措置
- ◇成年後見制度市長申立

土浦市における高齢者虐待の責任主体を担い、業務の一部を地域包括支援センターに委託しています。

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあるにもかかわらず、状態把握が困難なときには立入調査を行います（第11条）。この際、必要に応じて、所轄の警察署長に援助を要請します（第12条）。

高齢者虐待対応における体制整備の責務（対応マニュアルの整備、支援ネットワークの構築等）を有しています。

成年後見制度の利用が必要であると思われる場合であって、本人または四親等以内の親族による申立が行われなときは、市長による申立を行います。

(2) 地域包括支援センター

- ◇相談・通報・届出の受付
- ◇関係機関からの情報収集・事実確認
- ◇養護者の負担軽減のための措置
- ◇高齢者虐待対応機関によるネットワーク設置
- ◇高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発

高齢者を虐待している養護者に対する高齢者虐待の相談、助言、指導を行い、届出や通報受理の窓口となります。また、虐待の事実確認を行うとともに必要な場合は、市職員による立入調査に同行協力します。

市と連携し、高齢者虐待対応関係機関によるネットワークを設置し、ケース会議により支援策を検討するなど、高齢者虐待対応の中核を担うとともに介護支援専門員や介護保険サービス事業者等から、虐待への対応等について相談があった場合は、助言や支援を行います。職員として、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員が配置されています。

(3) 社会福祉協議会

- ◇市や地域包括支援センターへ相談、通報
- ◇関係機関や民生委員、近隣住人からの情報収集
- ◇市や地域包括支援センター職員との同行訪問
- ◇生活相談・困窮者世帯への支援
- ◇成年後見制度の相談・法人後見受任による支援
- ◇虐待終結ケースの見守り（ふれあいネットワークの活用）

社会福祉協議会は、保健・福祉・医療の専門スタッフにより要援護者や家族をサポートするための「ふれあいネットワーク」を市から受託し、各福祉圏域に福祉の相談窓口と総合支援体制を整備しています。具体的には各中学校区のコミュニティセンター(中学校区公民館)に身近な相談窓口として社会福祉協議会職員である地域ケアコーディネーターを配置し、要援護者の様々なニーズに応じた生活支援を行っています。

地域ケアコーディネーターは、虐待に関する情報を得たときには、市や地域包括支援センター等に通報する等の連絡調整を行うとともに、必要に応じて市や地域包括支援センター等と同行訪問を実施し、地域住民と協力した見守り体制（終結後の見守り支援を含む）を進めます。

また、社会福祉協議会ではボランティアや地域住民等と連携して、見守りをはじめとした各種インフォーマルな在宅サービスを提供します。

(4) 在宅介護支援センター（地域包括支援センターブランチ）

- ◇市や地域包括支援センターへ相談、通報
- ◇関係機関や民生委員、近隣住人からの情報収集
- ◇市や地域包括支援センター職員との同行訪問

高齢者の様々な相談の中から高齢者虐待の早期発見の可能な機関としての役割を持ち、地域包括支援センターと連携を図ります。

(5) 介護支援専門員（ケアマネジャー）

- ◇市や地域包括支援センターへ相談、通報
- ◇介護保険サービス提供事業者から情報収集
- ◇虐待の解消に向けたケアマネジメントの実施
- ◇市や地域包括支援センター職員との同行訪問

介護保険サービス利用者宅への訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス事業者からの報告等により、高齢者虐待を発見する早期発見者としての役割が期待されます。

虐待（虐待の疑い）のケースを発見した場合は、介護保険サービス事業者等から情報収集

を行い、市や地域包括支援センターへ相談、通報します。

虐待解消に向けた生活環境を整えるようケアマネジメントに反映させていきます。

本人や家族がサービスの提供を拒否したり、在宅サービスの提供のみでは、高齢者虐待の改善が見込めない処遇困難ケースは、地域包括支援センター等が開催するケース会議に参加します。

(6) 医療機関

- ◇怪我やあざ等の全身状態の観察
- ◇虐待の疑わしいケースは、市に相談・通報
- ◇緊急時は警察に通報
- ◇サービスの利用等について、高齢者や養護者に働きかけ

医療機関は、診療を通して高齢者の不審な怪我やあざなどの状況を把握できるほか、家族・介護者の様子や変化に気づくことができます。医師は、高齢者虐待の通報努力義務者として、早期発見に大きな役割を担います。

また、他の機関の働きかけは拒んでも、医師の指導は受け入れられやすいという傾向もありますので、サービスの利用等について、高齢者や養護者に働きかけるなどの役割を担うことも重要です。さらに、施設利用のための診断書の作成や入院の必要性の判断、認知症に対する啓発指導などの役割もあります。

(7) 民生委員・児童委員 (以下「民生委員」という。)

- ◇担当地区高齢者世帯の実態把握
- ◇担当地区住民からの情報収集
- ◇市や地域包括支援センターへ相談、通報
- ◇虐待終結ケースの見守り

民生委員は、地域において相談や安否確認など住民が安心して暮らせるよう支援を行っており、これらの活動を通して高齢者からの相談や家族等からの介護負担の相談を行います。

また、「叫び声が聞こえる」とか、「高齢者がおびえた様子である」などの身近な情報をキャッチし、相談窓口への連絡や通報を行います。

また、日ごろから高齢者世帯の実態把握につとめ、市や地域包括支援センターなどの職員が家庭訪問する際に、訪問活動が円滑にできるよう仲介を行ったり、地域における虐待の早期発見・通報、見守り等の役割も期待されます。

(8) 保健所

- ◇市や地域包括支援センターへ相談、通報
- ◇精神疾患を持つ被虐待者や養護者の対応
- ◇精神疾患の見極め

保健所は、精神保健・難病対策や認知症等の専門相談などを行っており、市において、精神障害や難病、認知症等が絡んだ虐待事例が発生した場合は、市保健センター等に対し助言や支援を行います。

(9) 警察

- ◇被虐待者の保護
- ◇虐待の制止
- ◇立入り
- ◇虐待者の逮捕等

地域での生活安全に関する相談を受け、地域での見回りや安全の見守りを行います。また、市職員が立入調査をする際、市の援助要請を受けて、市職員、地域包括支援センター職員等が円滑な調査ができるよう援助します。

(10) 消防

- ◇高齢者を病院に搬送
- ◇警察、市に通報

傷病を受けた高齢者を医師に相談の上、迅速かつ適切に医療機関へ搬送を行います。搬送した高齢者が養護者からの虐待や虐待が疑われる状況で危険が生じた場合は、警察や市へ通報します。

(11) 地域住民

- ◇市や地域包括支援センターへ相談、通報
- ◇虐待終結ケースの見守り

高齢者虐待防止法では国民に対しても国民の責務として、以下の努力義務が規定されています（第4条）。

- ①高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めること
- ②国または地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者支援等のための施策に協力すること

地域で暮らしていく中で異変に気付いた時は、虐待であるかどうかの確信がもてなくても、市や地域包括支援センターに相談・通報します。また、虐待対応が終了した場合でも見守りが必要な世帯には、見守りチームの一員として役割を担うこともあります。

3 養護者による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法では、高齢者の虐待防止及び適切な支援、虐待を行っている養護者に対する支援について、市が第一義的に責任を持つことを規定しています。

虐待通報を受けた市町村は、虐待対応が終結するまで、地域包括支援センターをはじめ、様々な関係機関と連携を図りながら対応します。

(1) 相談・通報・届出

高齢者虐待に関する相談は、本人・家族・地域住民の他にもさまざまな機関から寄せられます。その際、必ずしも「虐待」という言葉が用いられないまま相談が持ち込まれることも少なくありません。

相談を受け付けた市（高齢福祉課）や地域包括支援センターでは「相談・通報・届出受付票」（⇒P 16）により、虐待の状況、高齢者本人の状況、養護者の状況、家族関係などの必要最低限の情報を聞き取ります。確実な情報を得るために、市（高齢福祉課）や地域包括支援センターには守秘義務があることを伝えること、あいまいな表現は出来る限り数値化することなどに留意することが必要です。

◆養護者における虐待の通報義務

高齢者虐待防止法では、高齢者の虐待を発見した方は、市に通報するよう努めなければならないと規定しています。さらに、「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合」は、速やかに市に通報する義務があるとしています。

この際、虐待の事実が確認出来ない場合でも、虐待が疑われるときには土浦市高齢福祉課等（⇒P 27 『5 高齢者虐待に関する相談窓口』参照）へ連絡することが大切です。

◆守秘義務との関係

高齢者虐待防止法では、通報・届出を受け付けた職員は、その通報・届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとしています。

相談・通報・届出受付票（総合相談）

相談年月日	令和 年月日 時分～時分	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所または所属機関名	電話番号	
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族(同居・別居) 続柄： <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 在宅介護支援センター <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ()	

【本人の状況】

氏名		性別		生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日	年齢	歳	
現住所	住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異							
	電話：	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 その他連絡先：					(続柄：)	
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 () <input type="checkbox"/> 施設 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 () <input type="checkbox"/> 申請中 (月日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 不明 →認定期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日							
利用サービス	介護保険	<input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明				介護支援専門員		
	介護保険外	<input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明				居宅介護支援事業所		
主疾患	<input type="checkbox"/> 一般 () <input type="checkbox"/> 認知症 () <input type="checkbox"/> 精神疾患 () <input type="checkbox"/> 難病 () <input type="checkbox"/> 不明							
身体状況	<input type="checkbox"/> 不明			障害手帳	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(等級： 種別：) <input type="checkbox"/> 不明			
経済状況	<input type="checkbox"/> 不明			生活保護受給 (<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明)				

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

【世帯構成】

家族状況 (ジェノグラム)

【介護者の状況】

氏名		性別		年齢	歳
続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者 <input type="checkbox"/> 娘の配偶者 <input type="checkbox"/> 実兄弟 <input type="checkbox"/> 実姉妹 <input type="checkbox"/> 義兄弟 <input type="checkbox"/> 義姉妹 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	連絡先	<input type="checkbox"/> 同上			
	電話番号	<input type="checkbox"/> 不明		職業	<input type="checkbox"/> 不明
その他特記事項					

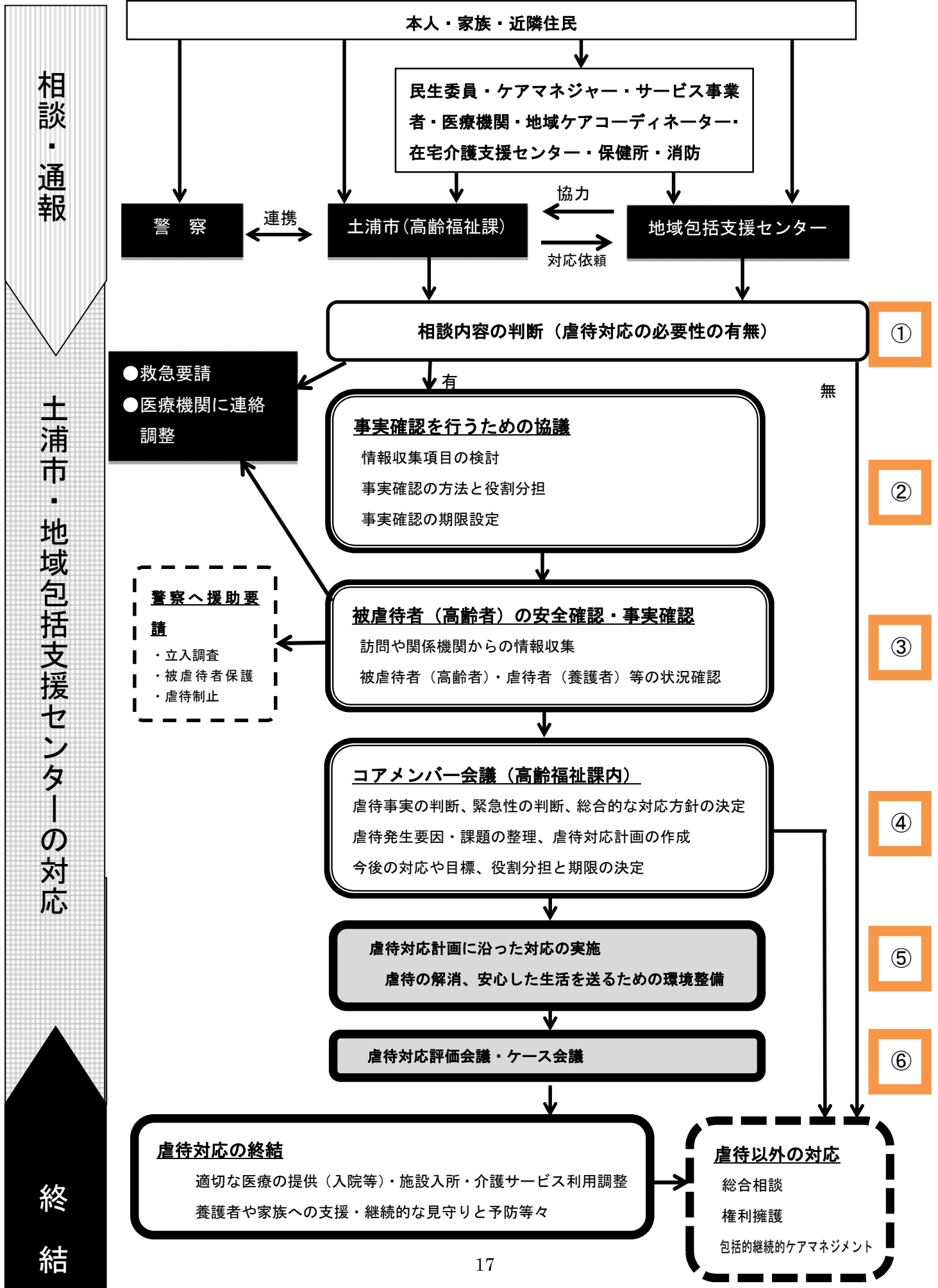
【主訴・相談の概要】

相談内容	
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> あざや傷がある〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 問いかけに反応がない、無表情、怯えている〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 食事をきちんと食べていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 年金などお金の管理ができていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 養護者の態度 () <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容を記載)
情報源	相談者(通報・届出者)は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者 () から聞いた

【今後の対応】

相談終了： 聞き取りのみ 情報提供・助言 他機関への取次・斡旋(機関名：) その他()
相談継続： 権利擁護対応(虐待対応を除く) 包括的継続的ケアマネジメント支援 高齢者虐待 その他()
 備考()

高齢者虐待への対応の流れ



(2) 「高齢者虐待への対応の流れ」の解説

①相談内容の判断

初回相談を受け付けた場合は、虐待対応の必要性の有無で分類し、それぞれ必要な対応を行います。虐待の疑いがないと判断した事例についても、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントとして対応を継続していきます。

②事実確認を行うための協議

虐待対応の必要性があると判断した場合には、市（高齢福祉課内）と地域包括支援センターで協議を行い、高齢者の生命や身体の安全、虐待の事実を確認するために以下の点について確認をします。

- ・必要な情報収集項目（依頼項目）
- ・事実確認の方法と役割分担
- ・事実確認の期限（初回のコアメンバー会議の開催日時）

③被虐待者（高齢者）の安全確認・事実確認

事実確認については、訪問面接による確認の他に、市の関係部署・介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護保険サービス事業所・民生委員など当該高齢者に関わりのある機関や関係者の情報をもとに、高齢者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。事実確認は、地域包括支援センターが原則として相談・通報から48時間以内に行います。

④コアメンバー会議

市（高齢福祉課）の責任において虐待の有無と緊急性の判断を行い、当面の対応方針を決定します。市の担当職員、地域包括支援センター職員によって構成されます。

対応方針に従って、虐待解消に向けて取り組むべき課題を明確にするとともに、高齢者が安心して生活を送るために必要な課題やニーズ、養護者支援にも着目して、虐待対応計画を作成していきます。

作成した対応計画に基づいて、役割分担と期限についても協議・決定します。

⑤虐待対応計画に沿った対応の実施

高齢者の生命や身体にかかわる危険性が高い場合や放置しておくとう重大な結果を招くおそれが予測される場合、かつ市（高齢福祉課）が高齢者を保護する必要性があると認めた場合、市（高齢福祉課）は迅速かつ積極的に分離保護の措置などを講じます。

⑥虐待対応評価会議・ケース会議

対応計画に基づく実施状況及びその成果を評価します。その評価を基に、虐待解消に向けた計画を作成し、対応実施、評価会議をくり返し行います。

(3) 終結

高齢者虐待の対応は必ず終結を迎えなければなりません。具体的には入院や施設入所、介護サービス利用調整などを行い、コアメンバー会議にて虐待の解消につながったどうかを判断します。終結の判断に際しては、「虐待が解消されたこと」と「高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと」が確認できることが必要です。

「終結」となったケースでも、養護者や家族への支援、継続的な見守りや予防など、必要に応じて総合相談支援・権利擁護支援や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行し、支援を継続していきます。

土浦市においてはこれらの継続的な支援を行うために「ふれあいネットワーク」を活用していきます。

緊急性が高い場合の対応

高齢者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、早急に介入する必要があることから、可能な手段から適切なものを選択して介入します。

ア. 生命の危険性が高い場合

できるだけ本人の意思を確認しますが、出来ない場合は、家族に生命の危険性が高い事を説明し、病院への受診を勧めます。また場合によっては、警察へも協力を依頼し、家族や本人を説得して、救急病院への搬送を行います。

イ. 保護の要求がある場合

本人または家族から保護の要求が直接あった場合は、事実の確認を速やかに行い、緊急性が高いと判断されれば、病院及び施設等への分離を図ります。その際に注意することは、本人、家族の訴え、関係機関からの情報等を検討し、「緊急性の高さ」について判断することです。

ウ. 養護者の強い拒否がある場合

家族によっては緊急性が高いにも関わらず、様々な理由により入院や入所を拒否することがあります。見た目にも非常に危険な状況と判断される場合は、警察等にも援助を要請し、養護者に対して早急な入院治療の必要性について説明し、一刻も早く病院へ搬送します。また、経済的な理由により入院等を拒否している場合には、生活保護担当の窓口へつなげるなどし、経済的な支援を相談します。

訪問調査における確認事項

虐待の事実を確認するためには、訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族の状況を把握します。その際には、養護者が高齢者虐待をしているという認識が無い場合や非常に警戒している場合、また、虐待ではない場合もあるため、信頼関係を築くためにも訪問時には虐待という言葉は使わず、情報を収集することに努め、介護していることへのねぎらいと共感という立場で接します。

立入調査

立入調査とは、高齢者虐待防止法を根拠に、虐待を受けている若しくはその疑いのある高齢者の安否確認ができず、その高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる場合には、市が必要に応じて住居等に立ち入り、調査等を行うことをいいます。

☆立入調査が必要とされる状況

- ・高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき
- ・高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されたとき
- ・世帯が社会的に孤立した生活状況にあり、高齢者の生活実態把握が必要と判断されたとき

警察への援助要請

立入調査にあたっては、養護者の妨害など市職員だけでは職務を執行することが困難な場合も想定されるので、警察署の生活安全課に援助要請を行います。

立入調査は、市が主体的に行うものであり、警察官はそれを援助することが役割となります。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

■「養介護施設」「養介護事業」の定義

養介護施設	養介護事業
老人福祉施設	老人居宅生活支援事業
有料老人ホーム	居宅サービス事業
地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型サービス事業
介護老人福祉施設	居宅介護支援事業
介護老人保健施設	介護予防サービス事業
介護医療院	地域密着型介護予防サービス事業
地域包括支援センター	介護予防支援事業
サービス付高齢者住宅 ※1	高齢者住宅 ※2

※1 住居の他、老人福祉法に定義される入浴や食事の提供等の生活支援サービスを提供する施設

※2 住居の提供のみ

上記の「高齢者住宅」については、食事の提供などは全て他の「養介護事業」の利用によって賄うため、市（高齢福祉課）では虐待の対応として養介護事業の中に位置づけ、入居者が利用する他の養介護事業に対し虐待対応を行います。

■養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因

養介護施設従事者等による虐待は、人間関係のストレス、虐待行為に追い込まれる労働環境等も原因の一つとされています。虐待は様々な要因が複雑に絡み合って発生し、高齢者の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に関係機関で介入する等して、虐待を防止することが大切です。

発生要因（例）
<p>【職員の知識・技術の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症や身体拘束廃止などの知識や技術が十分でないこと ・必要な研修や、勉強会などの知識を増やす機会がないこと ・倫理・法令遵守の必要性の理解が十分でないこと
<p>【施設の体制による問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あるべき高齢者介護の方針がなく、職員が介護の方向性をきめられない ・業務改善の仕組みが整っていない ・業務負担を軽減するための取り組みが不十分で、適切な介護が提供できないこと ・法令に基づく適切な人員配備・施設整備がなされておらず、職員の負担が大きく適切な介護が提供できない

(1) 相談・通報・届出

高齢者虐待に関する通報や届出、相談は様々な関係者から寄せられます。また、訴えの内容も相談者各々の主観が混在していることも少なくありません。

虐待の通報を受ける際に気を付けておきたいことは、通報を受けた際は、その後の対応の重要な資料となるので時間を空けずに記録することです。特に通報の経路、時間、直接聴取した内容、更には通報した内容の事実部分（「あざがあった」、「『馬鹿野郎』と怒鳴っていた」等）と印象部分（「怯えた様子だった」、「不快そうな表情をしていた」等）を分けて記録することなどに注意します。

また、養介護施設や養介護事業所では養介護施設従事者等から通報が発生することが見込まれます。通報者は相談に当たっては、後ろめたさを持ちながら相談してくることも想定でき、そのような場合には曖昧な表現などに終始してしまうことが考えられるので以下の3点は通報を受ける側でしっかりと留意しておき、必要に応じて説明することで、相談者が事実を話しやすくする状況を作ることを心がけます。

◆養介護施設従事者等における虐待の通報義務

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市に通報しなければならないとの義務を規定しています。これは、発見者が養介護施設従事者等の場合であっても同様です。

◆守秘義務との関係

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者が養介護施設従事者等による虐待の通報を行う場合、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないことを規定しています。

◆不利益取り扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者が養介護施設従事者等による虐待の通報を行う場合、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことを規定しています。

以上のことは、養介護施設従事者等から相談や通報を受ける際に前提となる考え方です。基本的に養介護施設従事者等による高齢者虐待に対する対応の考え方は、虐待の犯人捜しをすることではなく、虐待が行われるに至った状況を解決し、二度と虐待が行われないようにすることを目的として行うべきものです。

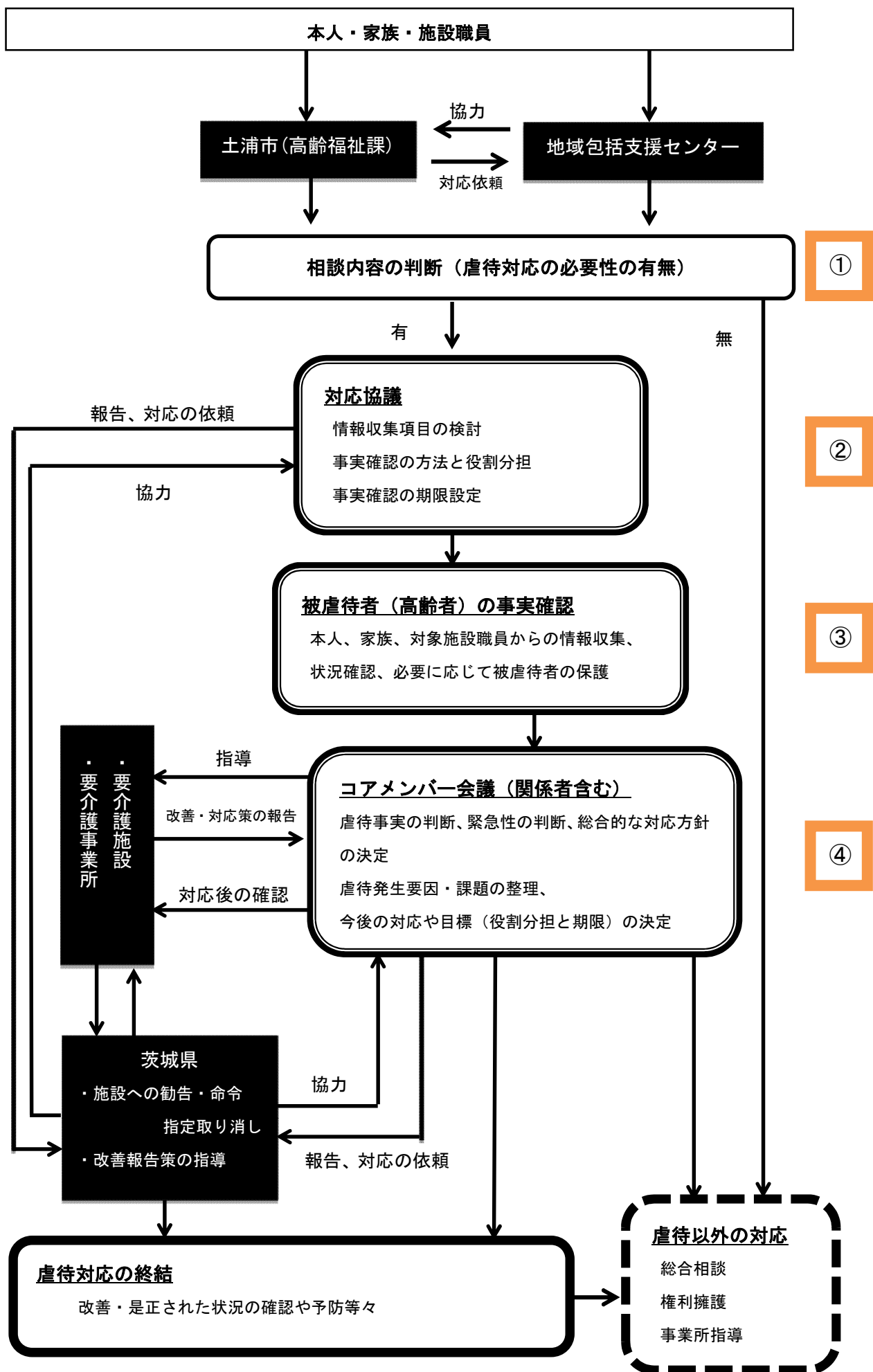
これらの考え方は普段から十分に周知しておくことが必要ですが、通報を受ける側でも説明できるよう準備しておきましょう。

養介護施設従事者等による虐待対応の流れ

相談・通報

土浦市・地域包括支援センターの対応

終結



(2) 「養介護施設従事者等による虐待対応の流れ」の解説 (土浦市(高齢福祉課)・地域包括支援センターの対応)

①相談内容の判断

相談・通報を受けた時点で要点をまとめて、虐待対応を行う担当者複数名で通報・相談内容の検討を行います。虐待と思われる通報のなかでも、検討してみれば虐待ではなくただの苦情である場合も十分にあり得ます。この場合には、総合的な相談やアドバイスを行うなど虐待以外の対応に切り替えます。(⇒P 26『(3) 終結』参照)

また、通報受付者が個人で判断して、虐待案件であることを見逃してしまうことがないように必ず複数名で協議し、市と地域包括支援センターが相互に連携を取りつつ判断します。

②対応協議

虐待の可能性が高いと判断した場合、事実確認を行うための対応について検討・協議します。

この時のメンバーは通報を受けた職員、虐待対応担当者に高齢福祉課長も加わります。

検討すべき項目は、緊急性は高いか、通報の内容に基づいて確認すべき情報は何か、対応する職員は何名必要か、いつまでに事実確認を行うのか、協議時点で茨城県と連携を取る必要があるのか等です。

緊急性が高いと判断される場合には、被虐待者の一時的な身柄の保護が出来るように、受け入れ施設を考えておくことも重要です。

なお、施設が茨城県指定である場合など、茨城県と連携をとって事実確認を行うべきと判断される場合には、この時点で茨城県の担当部局に連絡や協力依頼を行い、事実確認に同行してもらい場合もあります。

③事実確認

事前に打ち合わせた内容を元に、養介護施設及び養介護事業所へ訪問、または市庁舎へ関係者を集め、事実確認を行います。確認方法は関係者・通報者への聞き取り、虐待を受けた本人への聞き取りや身体状況確認等面接による確認が中心となります。

養介護事業所及び養介護施設に訪問して事実確認を行う場合には施設側に対し、虐待の通報があり事実確認に来たことをきちんと告げ、併せて通報者に対しての守秘義務に配慮しつつ、十分な事実確認が行えるように協力を要請します。

前述しましたが、犯人捜しをすることが目的ではなく、虐待の有無を判断するための事実確認であるので、施設側に対しては十分に説明し理解を得たうえで協力してもらえよう配慮します。

なお、施設側でやむを得ない措置として、利用者の動作を制限する場合もあり得ますが、虐待における身体拘束に該当するのかは、動作を抑制するに至った経緯や記録等の書類などから判断することになるため、「身体拘束＝虐待」と判断しないよう留意します。

■ 身体拘束に対する考え方

介護保険施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛りつける等の身体を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、原則として禁止されています。

ただし、高齢者や他の利用者の生命または身体が危険にさらされる場合等、「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、拘束の必要性の検討や記録の作成等、一定の要件を満たす場合に実施が認められます。

※参考：「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚生労働省）

④ コアメンバー会議（関係者協議）

事実確認に関わったメンバーからの情報を元にして、虐待事実の判断を行います。虐待ではないと判断した場合には、虐待対応以外の対応に切り替えます。（⇒P 26 『(3) 終結』参照）

虐待であると判断した場合には、解決に向けて対応を行うコアメンバーを決定し、虐待発生要因や解決に向けた課題の整理を行います。

コアメンバーの構成は、ケースごとに異なります。

介護保険法等に基づく人員や運営等の基準を満たしていないことが原因と考えられる場合には、市が中心となり、必要に応じて茨城県と連携を取り対応します。（茨城県指定施設である場合には、茨城県に基準違反への対応を要請します。）

整理した虐待発生要因・課題は、養介護事業所及び養介護施設に対して指摘し、改善を図るよう指導を行います。

養介護施設からは指導に基づき、解決に向けた改善計画書を作成・提出させ、定期的に対応後の状況確認を実施し、改善状況の評価を行います。

評価の結果、必要に応じて再度改善計画書の見直し、提出を指示することもあります。

指導を行っても通報に至った状況が繰り返される場合や、施設として虐待防止に必要な研修等の対応が行われないなど改善が見受けられない場合には、養介護施設に対して必要な介護保険法上の勧告、命令や指定取り消しなどの権限の行使を検討します。（茨城県指定施設は茨城県が対応）

(3) 終結

虐待対応の終結

施設等に対して指導を行い、改善計画が実行され改善されたと判断できれば終結とします。

終結後には市（高齢福祉課内）で対応の総括を行い、ケース検討の記録として管理することはもちろん、今後の対応や意識啓発等の周知にフィードバックを図ります。

虐待以外の対応

通報があった時点で虐待ではないと判断できた場合、対応協議や事実確認の結果虐待ではないと判断した場合には、内容に応じて虐待以外の対応に切り替えます。

通報者の主訴に応じた対応を取ることとなるため、ケースに応じて柔軟に対応します。

例としては、施設入所者家族から「本人の様子がおかしい、清潔感がない、いつも同じ服装をしている。レクリエーションなどに参加できずに部屋にいつも一人でいる（閉じこもっている）。ケアをしていない、これは虐待ではないか」との相談があり、検討の結果虐待ではなく、ケアが不十分との判断になれば、施設に対して清潔行為に関するケアの仕方を見直すよう指導する、本人が参加したがるようなレクリエーションの検討を促すといった指導を行います。



5 高齢者虐待に関する相談窓口

高齢者虐待を防止するためには、まず身近なところでの異変に気付くことが必要です。気付いたらひとりで抱え込まずに下記までご相談ください。通報者の秘密は守られます。

○土浦市役所 高齢福祉課

住 所	電 話
土浦市大和町9番1号	029-826-1111

※業務時間 (8:30~17:15)

※業務時間外・休日は市の宿日直から必要に応じて高齢福祉課職員につなぎ対応

○地域包括支援センターうらら

住 所	電 話	担当地区
土浦市大和町9番2号 土浦市総合福祉会館内 (ウララ2ビル4階)	029-824-0332	一中地区、三中地区、 四中地区、六中地区

※業務時間 (8:30~17:15)

※業務時間外・祝日・年末年始は高齢福祉課 (826-1111) から内容に応じて地域包括支援センターにつなぎ対応

※土曜日・日曜日は土浦市社会福祉協議会の日直による電話対応

○地域包括支援センターかんだつ

住 所	電 話	担当地区
土浦市神立中央五丁目4-14	029-869-7035	二中地区、五中地区、 都和地区、新治地区

※業務時間 (8:30~17:15)

※業務時間外は高齢福祉課 (826-1111) から内容に応じて地域包括支援センターにつなぎ対応

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は地域包括支援センター職員が保持する携帯電話に転送して対応

○土浦警察署 生活安全課

住 所	電 話
土浦市立田町1-20	029-821-0110

※暴力を振るっているところを目撃した場合など、緊急性が高いと感じたらすぐに警察に通報してください。

6 高齢者虐待の予防

(1) 虐待の未然防止の取組

ア リスク要因を有する家庭への支援

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合っ起こります。リスク要因としては、以下の表のようなものが考えられますが、これらの要因は、高齢者や養護者・家族の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

もちろん、多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、「早期発見・見守りネットワーク」等を通じて高齢者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極めながら、支援・見守りを行うことが重要です。リスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者・家族などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに虐待を行った養護者にとっても深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。こうした意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。

【虐待発生リスク要因の例】

高齢者	養護者	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・加齢やけがによる ADL の低下 ・認知症の発症・悪化 ・パワレス状態（無気力状態） ・疾病・障害がある ・要介護状態 ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの養護者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・養護者との依存関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・パワレス状態（無気力状態） ・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・依存症（アルコール・ギャンブル等） ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・性格的な偏り ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない（高齢・障害に対する無理解） ・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障害 ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係の悪さ・孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け ・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、傷害に対する偏見

出典：社団法人 日本社会福祉士会 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き。中央法規出版。2011、p86-92.を元に作成

イ 養護者に対する支援

リスク要因を有する家庭を把握した場合には、その要因を分析し、養護者に対して適正な支援を行うことで、高齢者に対する虐待を未然に防ぐことが可能となります。

① 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するよう努める必要があります。

② 介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

養護者による高齢者虐待の主な発生要因が「介護疲れ・介護ストレス」となっていることから、介護保険サービスや各種地域資源の利用を勧めたり、介護講習会等や家族会への参加を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします（介護保険サービスの利用によるレスパイトケア、怒りの感情コントロール等を含むストレスマネジメント等についても、わかりやすいリーフレットの作成・配布、養護者等を対象としたシンポジウムの開催により紹介する等の取組も有効です。）。

また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追いつめてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

③ 養護者自身の抱える課題への対応

養護者が虐待発生の要因と直接・間接に関係する疾患や障害、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合や虐待が解消した後も養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切に機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

④ 家族関係の回復・生活の安定

支援の主な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって高齢者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

ウ 高齢者虐待の啓発

高齢者虐待の発生を予防するためには、住民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりを目指すことが重要です。

虐待は、高齢者の尊厳を侵す行為ですが、高齢者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どの家庭でも起こりうる身近な問題です。特に認知症の高齢者を介護する養護者・家族等にとっては、親や配偶者が認知症になったという事実を受け入れることができない、あるいは認知症によって引き起こされる症状に対してどうしてよいかわからないなど、混乱を招きやすい状況があります。

高齢者虐待については、高齢者本人とともに養護者・家族等に対する支援も必要であるということ認識するとともに、そのことを住民にも広く理解してもらうような取組を行う必要があります。

エ 認知症に関する知識や介護方法の周知啓発

認知症高齢者は、養護者・家族等の言うことが理解できなかつたり、行動・心理症状が現れたりする

ことがあります。養護者・家族等がこれを理解できず、又は受け入れることができずに対応してしまうと、認知症の症状の悪化につながる場合もあります。また、家族に認知症に関する正しい知識がないために、必要な医療や介護を受けられていないこともあります。養護者の支援のためにも必要なサービスの利用につなげることが求められます。

そこで、認知症高齢者に対する正しい知識や介護方法などについて養護者・家族等や地域住民に理解がなされるような取組が必要となります。

例えば、認知症サポーター養成講座や出前講座の開催により、認知症の正しい知識や理解を促します。

また、認知症カフェなどの情報を家族に提供することは、認知症介護に関する身近な相談窓口となることや、ピアカウンセリングや介護疲れの癒しの場となるなどの効果が期待できると考えられます。

(2) 高齢者虐待の早期発見のための取組

虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識がない場合が多く、また虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、知られたくないなどの思いがあるため虐待の事実を訴えにくく家庭内における高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

虐待を早期に発見し問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域の民生委員や自治会などの地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候に気づくことが大切です。

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならないとの義務が課されています（第7条）。これは虐待を受けたのではないかと疑いをもつ情報を得た場合にも、早期に通報する必要があることを意味しています。なお、この場合、虐待を受けたと「思われる」とは、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がある」という趣旨を解することができます。

また、高齢者の福祉に業務上関係のある者は、早期発見に努めなければならないということが、高齢者虐待防止法に規定されています（第5条）。特に、高齢者が介護保険サービスを利用している場合には、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護保険サービス事業所の職員は高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

高齢者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、積極的に相談に乗って問題を理解するとともに、担当者は一人で問題を抱え込まずに相談等窓口につなぐようにします。

また、できる限り高齢者本人や養護者・家族等が自ら相談等窓口連絡するように働きかけることも重要です。虐待は、当事者が問題に気づくことが重要であり、これによってその後の援助の内容も大きく変わってきます。介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護保険サービス事業所の職員には、このような高齢者や養護者・家族等を支援する役割も期待されます。

ア 通報義務（努力）の周知

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第5条）。

また養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとされており、それ以外の場合も、通報に努めなければならないとされています（第7条）。市は、地域住民及び関係機関等に対して通報（努力）義務の周知を図り、問題の早期発見につなげることが重要です。なお、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており（第8条）、通報者に関する情報が漏れることはないことも十分に周知します。

イ 高齢者虐待・養護者支援に関する対応窓口の周知徹底

本市公式ホームページへの掲載と、出前講座による市民への普及啓発を行います。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

最終改正:平成二十三年六月二四日法律第七九号

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等 (第六条—第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等 (第二十条—第二十五条)

第四章 雑則 (第二十六条—第二十八条)

第五章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項 に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項 に規定する居宅サービス事業、同条第十四項 に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項 に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項 に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項 に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項 に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届

出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三 に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項 若しくは第十一条第一項 の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条 の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

- 第十条** 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号 又は第十一条第一項第一号 若しくは第二号 の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

- 第十一条** 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の四十六第二項 の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

- 第十二条** 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

- 第十三条** 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号 又は第三号 の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

- 第十四条** 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

- 第十五条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

- 第十六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項 に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十五条の四十六第三項 の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、

養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
(検討)
- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられる、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第五百五条、第二百二十四条並びに第三百十一条から第三百三条までの規定 公布の日
- 二 第二十二條及び附則第五十二條第三項の規定 平成十九年三月一日
- 三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日
- 四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百十四條、第一百十七條、第一百二十條、第一百二十三條、第一百二十六條、第一百二十八條及び第一百三十條の規定 平成二十年四月一日
- 五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四條、第一百七條、第一百八條、第一百十五條、第一百十六條、第一百十八條、第一百二十一條並びに第一百二十九條の規定 平成二十年十月一日
- 六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百一条、第一百一条の二及び第一百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日
(罰則に関する経過措置)

第三百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三百十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二〇年五月二八日法律第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。